

半田市ごみ減量推進懇談会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、本市のごみ減量化対策事業の推進に資するため市民、事業者及び市が一体となつてごみの減量化、再生利用の促進を図ることを目的として半田市ごみ減量推進懇談会（以下「推進懇談会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進懇談会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) ごみの減量化及び再生利用に関すること。
- (2) ごみの排出マナー意識高揚に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(委員の構成)

第3条 推進懇談会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 各種団体の関係者
- (2) 事業者代表
- (3) 資源回収業者
- (4) 公募選出による一般市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員報償)

第5条 推進懇談会委員には予算の範囲内において報償金を支払うものとする。

(招 集)

第6条 市長は必要に応じ、推進懇談会を開催する。

(庶 務)

第7条 推進懇談会の庶務は、市民経済部環境課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。